

記載要領等	相続税の申告書第 1 表の付表 3 受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書
-------	--

《使用目的》

この明細書は、相続税法第 9 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の（注）に従って記入してください。

《記載要領等》

○次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第 9 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。
 なお、「営業所等の名称」及び「営業所等の所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。
- 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。
 また、この明細に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。
- 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。
- 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第 1 条の 10 第 4 項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。
 なお、この欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。
- 6 相続税法第 9 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により相続税の申告をする受託者が、その信託の信託に係る被相続人（相続税法施行令第 1 条の 10 第 4 項に規定する信託に係る被相続人をいいます。）の相続人である場合には、その信託に係る被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、同法第 15 条第 2 項（（遺産に係る基礎控除））の相続人の数に算入しません。
- 7 相続税法第 9 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により相続税の申告をする受託者が、その相続又は遺贈に係る同法第 18 条第 1 項に規定する被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者である場合には、同法第 17 条の規定により算出した相続税額に対し、同法第 18 条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。